

住民監査請求に係る結果

令和7年7月23日付け監査監第1034号で受け付けた地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求（以下「本件請求」という。）につきましては、請求の内容を審査した結果、下記の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

- 1 住民監査請求は、地方公共団体の職員による違法又は不当な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法又は不当な行為等の予防又は是正を図ることを本来の目的とする制度であることから、地方公共団体の執行機関又は職員のあらゆる行為を対象とするものではなく、その対象は、法第242条第1項に規定する違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実に限定されている。
本件請求は、●●●●●自治会代表者からの令和6年6月20日付けの申請を受けて市が交付したさいたま市自治会運営補助金について、申請世帯数と実世帯数に差異があり、その結果、市に損害を与えているため、市長に対し必要な措置を講じるよう、監査委員が勧告することを求めるものであると解される。
- 2 (1) 住民監査請求は、違法又は不当な財務会計行為を対象として行うものであるため、請求に当たっては、その対象とする財務会計行為について、違法又は不当とする理由を具体的に示す必要があるところ、本件請求（事実を証する書面を含む。）において、違法又は不当である理由を適示しているとはいえない。
(2) 法第242条に基づく要件審査を行ったところ、本件請求において、さいたま市職員措置請求書に記載の不備があった。
- 3 そこで、上記2(1)及び(2)の点について、請求人に補正を求めたところ、請求人より補正がなされた。しかしながら、上記2(1)について、事実を証する書面が追加で提出されたが、当該資料は上記2(1)を補正するものとはいえず、違法又は不当である理由を適示しているとは認められない。
- 4 よって、本件請求は、法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、適法な住民監査請求に該当するということとはできない。